

保 調 発 0 9 0 1 第 1 号
令 和 7 年 9 月 1 日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局調査課長
（ 公 印 省 略 ）

令和7年度後期高齢者医療制度被保険者実態調査の取扱いについて（通知）

標記調査の実施については、平成21年1月6日付保発第0106005号において都道府県知事あて通知したところであるが、令和7年度の調査の実施に当たっては、同通知別紙「調査の概要」によるほか、下記の事項に留意の上、取扱われるよう宜しくお願いしたい。

記

- 1 貴管内の後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）に対し、別紙1「後期高齢者医療制度被保険者実態調査票〔令和7年度〕」（以下、「調査票」という。）及び別紙2「令和7年度後期高齢者医療制度被保険者実態調査実施要領」を配付すること。
- 2 広域連合から提出された、調査票データ等が記録された電子媒体については、以下のように処理すること。
 - （1） 内容を確認の上、令和7年11月10日（月）（必着）までに下記宛提出すること。
〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省保険局調査課
 - （2） 1部を都道府県の控えとして保存しておくこと。なお、広域連合においても作成した調査票データ等を保存しておくよう指導すること。

後期高齢者医療制度被保険者実態調査票
[令和7年度]

都道府県 番 号	市区町村番号	被 保 険 者 番 号	性 別	生 年 月	被 保 険 者 証 区 分	負 担 区 分	保 険 料 軽 減		元 被 扶 養 者	前 年 度 保 険 料		市区町村民税 非課税(個人)	徴 収 方 法
							所得割軽減	均等割軽減		調 定 額	収 納 額		
A01	A02	A03	A04	A05	A06	A07	A08	A09	A10	A11	A12	A13	A14

保険料賦課状況(令和7年度)

保 険 料 算 定 額			保 険 料 軽 減 額		減 免 等 による額	賦課限度額を 超える額	保険料調定額
所得割額	均等割額	合 計	所得割軽減額	均等割軽減額			
B01	B02	B03	B04	B05	B06	B07	B08

軽減判定時の状況(その1)

世 帯 所 得 (軽 減 判 定 用)	世 帯 員 数 (軽 減 判 定 時)	
	世帯主以外の被保険者数	世帯に属する被保険者数
C01	C02	C03

総所得金額等の状況(令和6年)

事業所得 (農業所得 を除く)	農 業 所 得	不動産所得	利子・配 当 所 得	給 与 所 得	雑 所 得	譲 渡 ・ 一 時 所 得	山 林 所 得
D01	D02	D03	D04	D05	D06	D07	D08

課税所得の状況(令和6年)(その1)

所得の有無	所得の種類	ア 総 所 得 金 額 ・ 山 林 所 得 金 額 (雑 損 失 の 繰 越 控 除 未 適 用)	イ 他の所得と区分して計算される所得の金額 (雑 損 失 の 繰 越 控 除 未 適 用)	ウ 基礎控除額	課税標準額 ア＋イ－ウ	年 金 収 入 額 (公 的 年 金 等 控 除 前 の 金 額)
E01	E02	E03	E04	E05	E06	E07

軽減判定時の状況(その2)

世 帯 番 号	被 保 険 者 の 軽 減 判 定 所 得	世帯主区分	世 帯 主 の 軽 減 判 定 所 得	給 与 所 得 者 等 の 人 数	被保険者の軽減判定給与収入
C04	C05	C06	C07	C08	C09

世帯主の軽減判定給与収入	世帯主の軽減判定年金収入	世 帯 主 の 生 年 月
C10	C11	C12

課税所得の状況(令和6年)(その2)

給 与 収 入 額	課税所得(年少者控除も加味した 一部負担判定所得)
E08	E09

令和 7 年度後期高齢者医療制度被保険者実態調査実施要領

1 調査の概要

(1) 調査の目的

後期高齢者医療制度の被保険者の年齢構成、所得及び保険料賦課の状況等について調査し、後期高齢者医療制度の運営等を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査客体

後期高齢者医療制度の全ての被保険者を調査客体とする。

(3) 調査の時点

令和 7 年 9 月 30 日現在とする。

(4) 調査の方法

厚生労働省は、都道府県を通じて後期高齢者医療制度被保険者実態調査票（以下「調査票」という。）を後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に配布する。広域連合は、調査票に所要事項を記入し、別途作成する秘匿番号対応表と併せて都道府県を通じて厚生労働省保険局あてに提出する。調査票の記入方法については「2 調査票の記入方法」を、秘匿番号対応表の作成方法については「3 秘匿番号対応表の作成方法」を、提出方法については「4 調査票の提出方法」を参照すること。

(5) 調査票の提出期限

令和 7 年 11 月 10 日（月）（必着）とする。

(6) 集計及び解析

集計及び解析は、厚生労働省保険局において行う。

2 調査票の記入方法

調査票の記入は、調査票に即した CSV ファイル（以下、「調査票ファイル」という。）を作成することにより行う。調査票ファイルの詳細については、以下のとおりである。

- (1) ファイル名
ファイル名は、「KJ2025〇〇.csv」とすること。ただし、〇〇は総務省の全国地方公共団体コードに基づく都道府県コード（半角 2 桁）の数値とすること。
- (2) ファイル内容
別添「調査項目の記入要領」に基づき、「(3) ファイルレイアウトイメージ」の様式となるよう入力すること。
- (3) ファイルレイアウトイメージ
ファイルレイアウトイメージは下記の枠内のおりとし、以下に注意すること。（枠内の記号は、たとえば、A01 は調査票の A01（都道府県番号）に対応するコードである）
 - ① 各項目間は、半角コンマで区切ること。
 - ② 文字コードはシフト J I S を使用し、全て半角で記入すること。
 - ③ 広域連合内の全ての被保険者について入力すること。

被保険者 1	"A01",,,,,,"A14","B01",,,,,,"B08","C01","C02","C03","D01",,,,,,"D08","E01",,,,,,"E07","C04",,,,,,"C12","E08","E09"
被保険者 2	"A01",,,,,,"A14","B01",,,,,,"B08","C01","C02","C03","D01",,,,,,"D08","E01",,,,,,"E07","C04",,,,,,"C12","E08","E09"
⋮	⋮

- 3 秘匿番号対応表の作成方法
- (1) 作成方法
後期高齢者医療広域連合電算処理システムヘルプデスクセルフサポートサイトにて平成 30 年 9 月 27 日に提供された被保険者実態調査用秘匿番号抽出ツールを用いて、令和 6 年度と令和 7 年度の被保険者番号の秘匿番号対応表のファイル及び令和 6 年度と令和 7 年度の世帯番号の秘匿番号対応表のファイルを作成すること。
なお、抽出対象年の設定については、M 年度は「2024」、N 年度は「2025」とすること。
 - (2) ファイル名
ファイル名は被保険者番号については「hiho2025〇〇.csv」、世帯番号については「seta2025〇〇.csv」とすること。ただし、〇〇は総務省の全国地方公共団体コードに基づく都道府県コード（半角 2 桁）の数値とすること。

4 調査票の提出方法

「2 調査票の記入方法」に基づいて作成した調査票ファイル及び「3 秘匿番号対応表の作成方法」に基づいて作成した秘匿番号対応表を電子媒体に記録し、ラベルを貼付し、保険局調査課が別途指示するパスワードをかけたうえで各都道府県に2部提出すること。

(1) 電子媒体の種類

データが1枚のメディアに収まるように、以下のメディアの中から選択すること。

① DVD-R/RWメディア

Windows 標準フォーマットで作成されたメディアとし、容量4.7GBを利用すること。

② CD-R/RWメディア

Windows 標準フォーマットで作成されたメディアとすること。

(2) ラベルの貼付

電子媒体に、以下の事項を記録したラベルを貼付すること。

① 件名

「令和7年度後期高齢者医療制度被保険者実態調査」

② 広域連合名

例：「〇〇県広域連合」

③ 作成年月

例：「〇〇／△△／□□」

(ただし、〇〇は西暦の下2桁。△△は月。□□は日。)

(3) 訂正方法

提出した調査票及び秘匿番号対応表に誤りや変更が判明した場合は、保険局調査課に報告の上、その指示に従うこと。

調査項目の記入要領

各項目について、注意事項・入力方法及び下記等に留意のうえ、入力すること。

- 1 数値が桁数に満たない場合は、左から桁数を満たすまで0で埋めること。
- 2 法令の名称は以下のとおり略記している。
法： 高齢者の医療の確保に関する法律
令： 高齢者の医療の確保に関する法律施行令
規則： 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則
- 3 注意事項・入力方法において、たとえば、A01とある場合、項目番号A01に入力されたコードを表す。

項目番号	項目名	桁数	注意事項・入力方法
------	-----	----	-----------

〔被保険者の属性〕

A01	都道府県番号	2	総務省の全国地方公共団体コードに基づく都道府県コード2桁を記入する。
A02	市区町村番号	3	総務省の全国地方公共団体コードに基づく市区町村コード3桁を記入する。
A03	被保険者番号	12	広域連合毎に、被保険者番号を特定できない方法で被保険者毎に振り番を行う。
A04	性別	1	1 男 2 女 3 不明
A05	生年月	6	被保険者の生年月を西暦(4桁)と月(2桁)で入力する。 (月が1桁の場合は前0埋めで入力) (例) 1927年(昭和2年)4月生まれ→192704
A06	被保険者証区分	1	資格確認書または資格情報のお知らせの令和7年9月30日時点での交付状況について入力する。 1 一般(特別療養費適用以外の被保険者) 3 特別療養費適用(法第82条第1項または第2項に規定する特別療養費の支給を受ける者)
A07	負担区分	1	令和7年9月30日時点での状況について入力する。 1 低所得Ⅰ(令第15条第1項第6号に該当する者) 2 低所得Ⅱ(令第15条第1項第5号に該当する者) 3 一般所得Ⅰ(1、2、4、5、6、7以外の者) 4 一般所得Ⅱ(法第67条第1項第2号に該当する者) 5 現役並み所得者Ⅰ(令第15条第1項第4号に該当する者) 6 現役並み所得者Ⅱ(令第15条第1項第3号に該当する者) 7 現役並み所得者Ⅲ(令第15条第1項第2号に該当する者)
A08	所得割軽減	1	1 非軽減(5以外の者) 5 軽減(各広域連合の条例により所得割額が減額されている者)
A09	均等割軽減	1	1 非軽減(2、5、7、9以外の者) 2 2割軽減世帯(令第18条第4項第4号に該当する世帯に属する者) 5 5割軽減世帯(令第18条第4項第3号ロに該当する世帯に属する者) 7 7割(旧8.5割相当)軽減世帯(令第18条第4項第3号イに該当する者のうち、9以外の世帯に属する者) 9 7割(旧9割相当)軽減世帯(令第18条第4項第3号イに該当する世帯のうち、被保険者全員が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する者)
A10	元被扶養者	1	1 均等割額が軽減される元被扶養者である(法第99条第2項に規定する被保険者のうち、資格取得後2年以内である者) 2 元被扶養者でない(1、3以外の者) 3 均等割額が軽減されない元被扶養者である(法第99条第2項に規定する被保険者のうち、資格取得後3年目以降である者)
A11	調定額	14	前年度の4月から3月まで一年間継続して、当該広域連合の被保険者であった場合のみ前年度保険料調定額(現年分)を入力する。
A12	収納額	14	前年度の4月から3月まで一年間継続して、当該広域連合の被保険者であった場合のみ前年度保険料収納額(現年分)を入力する。
A13	市区町村民税非課税(個人)	1	被保険者本人の市区町村民税の課税状況を入力する。 1 課税なし 2 課税あり
A14	徴収方法	1	法第107条第1項に規定する徴収方法を選択する。 1 特別徴収 2 普通徴収

[保険料の賦課状況]

令和7年9月30日時点における令和7年度の保険料調定額(年間換算額)を入力する(令18条に基づく額)。
(年度途中での加入者についても月割額ではなく、年間換算額を入力する。ただし、減免等による額は月割額を入力する。)

B01	所得割額	14	令第18条第1項第2号又は同条第2項第2号に基づき算定される所得割額(ただし、令第18条第1項第2号のただし書きの総所得金額等の補正は行わないものとする)。
B02	均等割額	14	令第18条第1項第4号又は同条第2項第4号に基づき算定される均等割額。
B03	合計	14	B01+B02の値を入力。
B04	所得割軽減額	14	各広域連合の条例で定めた所得割軽減に該当する者の所得割軽減額を入力。
B05	均等割軽減額	14	令18条第4項に基づく保険料軽減の額。
B06	減免等による額	14	法第111条の規定に基づく額(月割額)。
B07	賦課限度額を超える額	14	B03-賦課限度額(令第18条第1項第6号に基づき定められる額)。
B08	保険料調定額	14	B03-B04-B05-B06-B07の値を入力。

[軽減判定時の状況]

軽減判定時の所得および世帯員数を入力する。

C01	世帯所得(軽減判定用)	14	軽減判定時の所得(令第18条第4項第1号に規定)を入力。
C02	世帯主以外の被保険者数	3	軽減判定時の世帯主以外の被保険者である世帯員数を入力。
C03	世帯に属する被保険者数	3	軽減判定時の世帯に属する被保険者数(令第18条第4項第1号に規定)を入力。
C04	世帯番号	16	広域連合毎に、軽減判定時の世帯番号を世帯を特定できない方法で世帯毎に振り番を行う。
C05	被保険者の軽減判定所得	14	軽減判定時の所得(令第18条第4項第1号に規定)のうち、被保険者本人の所得を入力。
C06	世帯主区分	1	1 被保険者本人が世帯主 2 他の被保険者が世帯主 3 被保険者以外が世帯主
C07	世帯主の軽減判定所得	14	軽減判定時の所得(令第18条第4項第1号に規定)のうち、世帯主の所得を入力。
C08	給与所得者等の人数	3	軽減判定時の世帯に属する給与所得者等の数(令第18条第4項第1号に規定)を入力。
C09	被保険者の軽減判定給与収入	14	被保険者本人の給与専従者収入を減算後の給与収入を入力。
C10	世帯主の軽減判定給与収入	14	世帯主の給与専従者収入を減算後の給与収入を入力。
C11	世帯主の軽減判定年金収入	14	世帯主の所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額のうち、老齢または退職を支給事由とするものを入力(※公的年金等控除前の額)。
C12	世帯主の生年月	6	世帯主の生年月を西暦(4桁)と月(2桁)で入力する。 (月が1桁の場合は前0埋めで入力) (例)1927年(昭和2年)4月生まれ→192704

[所得状況①(総所得金額等の内訳)]

損益通算前の総所得金額・山林所得の金額の内訳(退職所得を除く)を、所得税法第22条に基づいて入力する。

D01	事業所得(農業所得を除く)	14	
D02	農業所得	14	所得税法第2条第1項第35号に規定する農業所得の額を入力。
D03	不動産所得	14	
D04	利子・配当所得	14	利子所得と配当所得の合計値を入力。
D05	給与所得	14	
D06	雑所得	14	
D07	譲渡・一時所得	14	長期譲渡所得(所得税法第22条第2項第2号に規定する譲渡所得)、短期譲渡所得(所得税法第22条第2項第1号に規定する譲渡所得)及び一時所得(所得税法第22条第2項第2号に規定)の合計値を記入。 (※課税譲渡所得は除く。長期譲渡所得及び一時所得については、1/2前の額。)
D08	山林所得	14	特別控除後の所得金額を入力。

[所得状況②(課税所得の状況)]

E01	所得の有無	1	1 2 3	有 無 不詳
E02	所得の種類	2	D01～D08のうち最大の所得に対応する番号を入力。 01 事業所得(農業所得を除く) 02 農業所得 03 不動産所得 04 利子・配当所得 05 給与所得 06 雑所得 07 譲渡・一時所得 08 山林所得 10 不詳(E01が“1”で、D01～D08が全て0以下のとき。またはE01が“3”のとき。) 非該当(E01が“2”のとき。null(無記入)とする。) 	
E03	総所得金額・山林所得金額 ア (雑損失の繰越控除未適用)	14	総所得金額と山林所得金額の合計額を入力(地方税法第314条の2第1項に規定)。ただし、雑損失の繰越控除は適用しない。	
E04	他の所得と区分して計算される所得の金額 イ (雑損失の繰越控除未適用)	14	他の所得と区分して計算される所得を特別控除後の金額で入力(令第7条に規定)。ただし、雑損失の繰越控除は適用しない。	
E05	基礎控除額 ウ	14		
E06	課税標準額 エ	14	E03+E04-E05の値を入力。	
E07	公的年金収入額 (公的年金等控除前の金額)	14	所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額のうち、老齢または退職を支給事由とするものを入力(※公的年金等控除前の額)。	
E08	給与収入額	14	被保険者本人の給与専従者収入を減算前の給与収入を入力。	
E09	課税所得(年少者控除も加味した一部負担判定所得)	14	一部負担金に係る所得の額(令第7条に規定)を入力。	